平成２９年（フ）第１９０５号
福岡市博多区千代１丁目23番25―201号
債務者　石榮　　租
1　決定年月日時　平成29年12月４日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月２日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２９年（フ）第４５４号
静岡県浜松市中区細島町193番地　ハイライズ細島101、前住所静岡県浜松市北区初生町889番地の１　初生パークハイツ304号
債務者　星野　貴大
1　決定年月日時　平成29年12月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月26日まで
5　免責審尋期日　平成30年１月26日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２９年（フ）第４９２号
静岡市清水区梅ヶ谷258番地の１　コーポ桃源郷202号
債務者　櫻井　光秋
1　決定年月日時　平成29年12月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月２日まで
5　免責審尋期日　平成30年２月５日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第５６１号
静岡市葵区瀬名川１丁目23番13号
債務者　岩崎　　香
1　決定年月日時　平成29年12月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月２日まで
5　免責審尋期日　平成30年２月５日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第５９７号
静岡市清水区沼田町８番20号　大瀧アパート202号
債務者　川瀬　弘子
1　決定年月日時　平成29年12月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月２日まで
5　免責審尋期日　平成30年２月５日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第１９７号
沖縄県沖縄市室川１丁目９番６―701号　室川市営住宅
債務者　普天間敦子
1　決定年月日時　平成29年12月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月７日まで
5　免責審尋期日　平成30年２月14日午前10時
那覇地方裁判所沖縄支部

平成２９年（フ）第１９９号
沖縄県中頭郡読谷村字高志保200番地　比嘉アパート107
債務者　平田　篤志
1　決定年月日時　平成29年12月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月７日まで
5　免責審尋期日　平成30年２月14日午前10時
那覇地方裁判所沖縄支部

平成２９年（フ）第２０１号
沖縄県沖縄市登川２丁目20番Ｆ―305号　登川市営住宅
債務者　島袋チエ子
1　決定年月日時　平成29年12月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月７日まで
5　免責審尋期日　平成30年２月14日午前10時
那覇地方裁判所沖縄支部

破産手続終結

平成２９年（フ）第２９号
愛媛県松山市三番町４丁目９番地１
破産者　間島　正臣
1　決定年月日　平成29年12月７日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　届出をした破産債権者の全員が破産債権の届出を取り下げ、かつ破産手続廃止の申立てもなかった。
松山地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第８８８号
千葉県船橋市飯山満町３丁目1709番地19、住民票上の住所千葉県船橋市飯山満町３丁目1582番地２　セントラルコーポ船橋６―104号
破産者　柳瀬　雄二
1　決定年月日　平成29年12月４日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２８年（フ）第１１３４号
神奈川県秦野市戸川594、商業登記簿上の本店所在地東京都中央区日本橋小網町19番８号ＩＷ日本橋ビル７階株式会社イワキ総合研究所内
破産者　株式会社グランパファーム兄弟社
1　決定年月日　平成29年12月４日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２８年（フ）第１３１９号
千葉県市川市八幡２丁目16番15号
破産者　市川エフエム放送株式会社
1　決定年月日　平成29年12月４日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２９年（フ）第５８４号
千葉県市川市南大野２丁目３番Ｃ棟507号
破産者　石井　秀幸
1　決定年月日　平成29年12月６日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２９年（フ）第８１０号
千葉県浦安市明海１―３夢海の街９―810、商業登記簿上の本店所在地東京都千代田区九段北１丁目14番21号
破産者　エーオーエス株式会社
1　決定年月日　平成29年12月６日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２９年（フ）第３６２号
（最後の住所）埼玉県北葛飾郡杉戸町清地３丁目10番20号
破産者　亡齋藤洋志相続財産
1　決定年月日　平成29年12月８日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２８年（フ）第１７６号
静岡県沼津市千本西町21番地の３
破産者　有限会社キヘイ
1　決定年月日　平成29年12月８日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係